

飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

令和4年3月14日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第2条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第8号の2及び第14号に規定するもの
- (2) 条例第3条第1項の規定に基づき市長が指定した土地の区域において行うもの
- (3) 条例第3条第2項に規定する土地において行うもの。ただし、平成13年5月18日以後に区画を変更した土地又は区画の変更を行う土地の最低敷地面積は、150平方メートルとする。
- (4) 条例第5条第1項第4号、第7号及び第8号に規定するもの
- (5) 相続により取得した土地において、土地所有者又はその親族が行うものであって、当該土地の区画の変更を行わないもの
- (6) 平成15年6月1日以後に区画の変更のない土地において行なう開発行為であって、当該土地の区画の変更を行わないもの

(条例第3条第2項第2号の規則で定める土地の要件)

第3条 条例第3条第2項第2号の規則で定める土地は、区域区分日前から次のいずれかに該当し、これが現在に至るまで継続していることを客観的に証することのできる土地とする。

- (1) 登記事項証明書における地目が宅地である土地
- (2) 建築確認を受けていた土地
- (3) 法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による改正前の法第43条第1項第6号ロの規定による確認を受けた土地
- (4) 埼玉県開発審査会一括議決基準(平成12年第223回議決)「市街化調整区域に関する都市計画決定の日以前からの宅地性を証することができる土地における開発行為等の許可基準」による許可を受けた土地
- (5) 法第34条第13号に基づく許可を受けていた土地
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく道路位置指定を受けた道路の利用宅地

- (7) 建築物を建築する目的で農地転用許可を受けていた土地
- (8) 建物の登記事項証明書、土地課税証明書又は家屋所在証明書において建築物の敷地であることが明らかな土地
- (条例第 5 条第 1 項第 3 号の規則で定める小規模建築物)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項第 3 号の規則で定める小規模な建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 延べ面積が 1 0 0 平方メートル以内の工場（作業場の床面積の合計が 5 0 平方メートル以内のものに限る。）
- (2) 延べ面積が 1 0 0 平方メートル以内の事務所
- (条例第 6 条第 4 号の規則で定める事由)

第 5 条 条例第 6 条第 4 号の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合
- (2) 事業を営むものが、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合
- (条例第 6 条第 4 号イの規則で定める建築物)

第 6 条 条例第 6 条第 4 号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）
法第 2 9 条第 1 項第 2 号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法第 8 7 条にいう建築物の用途の異なる建築物
法第 4 3 条第 1 項の許可を受けて建築された建築物	

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。